

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 高森町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
709	1,871	143	2,723

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,085	4,030	55	55	193	6,000	
農業用水特別会計	18	12	6	6	30	-	
鉄道経営対策事業基金特別会計	26	26	0	0	24	-	
一般会計等	4,129	4,068	61	61		6,000	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
簡易水道特別会計	285	268	17	17	28	820	410	
国民健康保険特別会計	1,200	1,153	47	47	137	-	-	
老人保健特別会計	1,100	1,080	21	21	77	-	-	
介護保険特別会計	654	607	48	46	100	-	-	
公営企業会計等計				131		820	410	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
阿蘇広域行政事務組合(一般会計)	3,337	3,301	36	36	191	6,190	397	
阿蘇広域行政事務組合(湯の里荘特別会計)	137	135	3	3	5	-	-	
阿蘇広域行政事務組合(阿蘇ふるさと市町村圏特会)	14	12	1	1	-	-	-	
阿蘇広域行政事務組合(緊急通称システム事業特会)	1	1	0	0	-	-	-	
阿蘇広域行政事務組合(阿蘇みやま荘特会)	345	336	9	9	17	-	-	
熊本県後期高齢者医療広域連合	1,187	1,037	150	150	-	-	-	
熊本県市町村総合事務組合(非常勤公務災害補償、消防団補償)	12,860	12,217	643	643	1,300	5	-	
一部事務組合等計				842		6,195	397	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
南阿蘇鉄道株式会社	△ 1	62	34	24	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等計			34	24	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		325	
減債基金		8	
その他充当可能基金		1,295	
充当可能基金計		1,628	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.97	2.23	0.26	△ 15.00	△ 20.00	簡易水道特別会計		16.3	
連結実質赤字比率		7.05		△ 20.00	△ 40.00				
実質公債費比率	17.5	17.1	△ 0.4	25.0	35.0				
将来負担比率		167.2		350.0					
財政力指数	0.24	0.24	0.00						
経常収支比率	94.0	90.5	△ 3.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。